

## 秋田市上下水道局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月17日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所又は事務所の所在地
  - (1) 名称 株式会社電算システム
  - (2) 住所又は事務所の所在地 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入等  
水道料金、小規模水道施設水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、地域下水道使用料および個別排水処理施設使用料（コンビニエンスストアおよび電子決済による公金支払の方法により代理納付されたものに限る。）
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和8年2月4日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日  
令和8年2月24日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで